

西宮山岳会 規約

第1章 総則

第1条 「名称」

この山岳会は、1963年9月7日に設立。日本勤労者山岳連盟及び兵庫県勤労者山岳連盟に加盟し、西宮山岳会（以下、「山岳会」という）と称す。事務所は西宮市内に置く。

第2章 目的と事業

第2条 「目的」

この山岳会は、多くの人たちがより安く安全に山登りを楽しみ、会員相互の親睦と心身の向上をはかり、良識ある登山者の育成を目的とする。

第3条 「事業」

この山岳会は、前条の目的を達成するために会員自身の運営により、次の事業を行なう。

1. 定例登山（例会、公開ハイク、体験ハイク、セミナー等）、及び登山指導を行なう。
 - ① 定例登山は、出来るだけ多くの会員が参加できるように、企画及び実行に配慮する事。
 - ② 定例登山では、リーダーの指示に従う事。
 - ③ 会員は、定例登山の企画立案に積極的に参加する事。
2. 山岳知識及び技術の向上をはかる。
3. 会員相互の親睦をはかる。（登山以外も含む）
4. 機関誌（山だより）等の発行、及びホームページや SNS 等を通じて必要な情報の発信を行なう。尚、会員から提供された文書や写真等掲載物の所有権や著作権及び著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に定める権利を含む）は、全て西宮山岳会に帰属する。
5. 地域団体・他のサークルとの交流をはかる。
6. その他、目的を達成するための活動を行なう。

第3章 会員

第4条 「資格」

会員の資格は、次の事項により得る事ができる。

1. 入会については満65歳以下とし、運営委員会の承認を得て入会する事ができる。
但し、会員と同等の知識及び山行技術があると認められる者で、かつ会員の推薦がある場合には、年齢に関わらず運営委員会の承認を得て入会することができる。
2. 規約に定められた入会金及び会費を納入し、所定の入会手続きを行なう。

第5条 「権利」

会員は、この規約により次の権利を持つ。

1. 会員は、この山岳会のすべての活動に参加できる。
但し、個人の力量（技術、体力）に合ったものに限る。
2. 会計、記録、その他を何時でも見る事ができる。

第6条 「義務」

会員は、この規約により次の義務を負う。

1. 会員は、例会に積極的に参加する事。
2. この山岳会を育成し、規約及び決議に従う事。
3. この山岳会の所定の会費、その他を納入する事。

第7条 「退会」

会員は、次の事項により退会となる。

1. 事前に退会届を運営委員会に提出し、承認を得る。
2. 定められた期日を3ヶ月過ぎても、理由なく会費の納入がなされない場合。
3. 会の名誉を著しく傷つけ、会員としての体面を汚す行為があった場合。
4. 会の団結を著しく乱し、会員を混乱させる行為があった場合。
5. 退会者については、既に納入した会費及び一切の会財産の返還、又は分与を請求する事はできない。
6. 第7条3. もしくは4. の事由により退会勧告を受けた会員には弁明の機会を与える。
7. 退会処分は、総会の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合は、運営委員会の決議により決定することができる。

第4章 組織

第8条 「組織」

この山岳会は、前章の目的に賛同した会員をもって組織する。

第9条 「機関」

この山岳会は、次の機関を置く。

1. 総会

- ① 総会は、この山岳会の最高決議機関であり、会員の過半数（委任状を含む）を以て成し、決議は出席者の3分の2以上の賛成とする。
- ② 総会は、定期及び臨時に会長が召集する。定期は年1回（原則として6月）とし、臨時は運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の3分の1以上の請求があった場合は召集する。

2. 運営委員会

- ① 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関であり、総会の決定に基づき会務を執行する。且つ必要な事を決議する機関である。
- ② 運営委員会は、会長・副会長・事務局長・事務局次長・会計・部長及び副部長で構成し、定期（月1回以上）に会長が召集する。また、運営委員の過半数の請求があった場合は召集する。
- ③ 運営委員会は、会員等の慶弔に際し、慶弔費の支出を決定することができる。

第10条 「役員」

この山岳会には、次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、事務局長 1名、事務局次長 1名、運営委員 若干名
会計 1名、会計監査 2名

役員は総会によって選出され、任期は2年間とし、再任は妨げない。

また、役員の補充は運営委員会において決定し、任期は残りの期間とする。

第 11 条 「所属部」および「専門部」

この山岳会の運営を円滑にするために、次の所属部および専門部を設置する。

1. 所属部は、山行部、ハイキング部。

会員は、山行部またはハイキング部に必ず所属する。(両部に所属も可)

2. 専門部は、組織部・自然保護部・機関誌部。

会員は、可能な限り専門部に所属する。(複数に所属も可)

第 12 条 「事務局」

この山岳会は、事務局を設け事務局長が総括する。

1. この山岳会の運営に関する一切の事務を行なう。

2. 事務局員を若干名置く。事務局員の任免は運営委員会が行なう。

第 13 条 「集会」

集会は、会長及び運営委員会が必要と認めた場合召集する。

第 14 条 「例会」

1. 例会とは、定例登山及びそれに準ずる行事を言う。

2. 例会は、出来るだけ多くの会員が参加できるように、企画及び実行に配慮する事。

3. 例会では、リーダーの指示に従う事。

第 5 章 会 計

第 13 条 「経 費」

この山岳会の経費は、次の収入より賄う。

1. 入会金

2. 会費

3. 事業収入

4. 運営協力金

5. その他の収入

第 14 条 「入会金」

入会金は、1 人 1,000 円とする。

第 15 条 「会 費」

1. 個人会員の会費は、年 12,000 円とし、会計年度 6 月 1 日より 2 ヶ月以内に一括納金する。途中の入会者については、月 1,000 円とし残月分を一括納金とする。
2. 家族会員の会費は、1 人を年 12,000 円とし 2 人目以降は 6,000 円とする。途中の入会者については、1 人を月 1,000 円、2 人目以降は 500 円とし残月分を一括納金とする。

第 16 条 「会計年度」

会計年度は、毎年 6 月 1 日に始まり、5 月 31 日に終わる。

第 17 条 「会計監査」

1. 会計監査は、年 1 回行なう。
2. 会計監査は、得た会計内容を総会に公示する。
3. 会計監査は、第 1 項にかかわらず、臨時監査をする事ができる。

第 6 章 附 則

第 18 条 「規約の解釈」

この規約の疑義についての解釈は、運営委員会で行なう。

第 19 条 「規約の改廃」

この規約の改廃は、総会によってのみ行なう。

第 20 条 「附 則」

この規約は、昭和 40 年 10 月 3 日から実施する。

最終改訂

令和 3 年 6 月 27 日

改訂（第 1、3、5、6、7、9、10、11、13、15 条）、削除（旧 13、旧 14 条）